

【重要なお知らせ】

上陸拒否対象、査証の制限等に関する 新たな措置について（5月14日更新）

1. 上陸拒否対象地域について

下記の通り、当面の間、本邦への上陸前14日以内にこれらの地域に滞在歴のある方は特段の事情が無い限り上陸を許可されません。（日本の国籍者及び「特別永住者」は入国拒否対象外）

(1) 2月1日午前0時より

- **中国**：湖北省

(2) 2月13日午前0時より

- **中国**：浙江省

(3) 3月7日午前0時より

- **韓国**：ケイショウホクドウキョンサン市、アンドン市、ヨンチョン市、チルゴク市、ウィソン郡、ソンジュ郡、グンウィ郡
- **イラン**：コム州、テヘラン州、ギーラーン州

(4) 3月11日午前0時より

- **イラン**：アルボルズ州、イスファハン州、ガズヴィーン州、ゴレスタン州、セムナーン州、マーザンダラン州、マルキャズィ州、ロレスタン州
- **イタリア**：ヴェネト州、エミリア＝ロマーニャ州、ピエモンテ州、マルケ州、ロンバルディア州
- **サンマリノ共和国**：全ての地域

(5) 3月19日午前0時より

- **アイスランド**：全ての地域
- **イタリア**：ヴァッレ・ダオスタ州、トレンティーノ＝アルト・アディジェ州、フリウリ＝ヴェネツィア・ジュリア州、リグーリア州
- **スイス**：ティチーノ州、バーゼル＝シュタット準州
- **スペイン**：ナバラ州、バスク州、マドリード州、ラ・リオハ州

(6) 3月27日午前0時より

- 欧州21か国：**アイルランド、アンドラ、イタリア、エストニア、オーストリア、オランダ、スイス、スウェーデン、スペイン、スロベニア、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、バチカン、フランス、ベルギー、ポルトガル、マルタ、モナコ、リヒテンシュタイン、ルクセンブルク**
- **イラン**：全ての地域

*新たに追加・変更されたこれらの地域は日本時間3月27日午前0時から実施されます。ただし、実施前に外国を出発し、実施後に日本に到着した場合は対象外です。

(7) 4月3日午前0時より

- アジア：インドネシア、韓国全土、シンガポール、タイ、台湾、中国全土(香港及びマカオを含む)、フィリピン、ブルネイ、ベトナム、マレーシア
- 大洋州：オーストラリア、ニュージーランド
- 北米：カナダ、米国
- 中南：エクアドル、ドミニカ国、チリ、パナマ、ブラジル、ボリビア
- 欧州：アルバニア、アルメニア、英国、北マケドニア、キプロス、ギリシャ、クロアチア、コソボ、スロバキア、セルビア、チェコ、ハンガリー、フィンランド、ブルガリア、ポーランド、ボスニア・ヘルツェゴビナ、モルドバ、モンテネグロ、ラトビア、リトアニア、ルーマニア
- 中東：イスラエル、エジプト、トルコ、バーレーン
- アフリカ：コートジボワール、コンゴ民主共和国、モーリシャス、モロッコ

*過去の同様の措置と異なり、4月2日中に外国を出発した場合であっても、4月3日午前0時以降に本邦に到着した場合は措置の対象となります。

(8) 4月29日午前0時より

- 中南米：アンティグア・バーブーダ、セントクリストファー・ネイビス、ドミニカ共和国、バルバドス、ペルー
- 欧州：ウクライナ、ベラルーシ、ロシア
- 中東：アラブ首長国連邦、オマーン、カタール、クウェート、サウジアラビア
- アフリカ：ジブチ

*当該入国拒否措置は、4月29日午前0時以降に本邦に到着した方が対象となり、当分の間実施されます。したがって、4月28日中に外国を出発した場合であっても、4月29日午前0時以降に本邦に到着した場合は措置の対象となります。

*「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」又は「定住者」の在留資格を有する方が、4月28日までに再入国許可をもって出国した場合は、その14の国の入国拒否対象地域から再入国することは原則可能です（ただし、4月3日以降に出国し、今回の追加以前の入国拒否対象地域に滞在歴のある場合を除く。）。一方で、4月29日以降（今回の追加以前に入国拒否対象地域となっていた国・地域については4月3日以降）に出国する場合は、原則として入国拒否の対象となります。なお、「特別永住者」については、入国拒否対象ではないことに変わりありません。

(9) 5月16日午前0時より

- 中央アジア：アゼルバイジャン、カザフスタン
- アジア：モルディブ
- 中南米：ウルグアイ、コロンビア、バハマ、ホンジュラス、メキシコ
- アフリカ：カーボベルデ、ガボン、ギニアビサウ、サントメ・プリンシペ、赤道ギニア

* 当該入国拒否措置は、5月16日午前0時以降に本邦に到着した方が対象となり、当分の間実施されます。したがって、5月15日中に外国を出発した場合であっても、5月16日午前0時以降に本邦に到着した場合は措置の対象となります。

* 「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」又は「定住者」の在留資格を有する方が、5月15日までに再入国許可をもって出国した場合は、新たに入国拒否対象地域に指定された13か国の入国拒否対象地域から再入国することは原則可能です。一方で、5月16日以降に出国する場合は、原則として入国拒否の対象となります。

2. 検疫の強化について

下記の通り、これらの地域に滞在歴のある方は空港の検疫所において、質問票の記入、体温の測定、症状の確認などが求められます。また、入国の翌日から起算して14日間は、ご自宅やご自身で確保された宿泊施設等で不要不急の外出を避け、待機することが要請されます。また、空港の検疫所において、全員にPCR検査が実施され、自宅等、空港内のスペース又は検疫所長が指定した施設等で、結果が判明するまでの間待機いただくこととなります。

(1) 3月9日午前0時から5月末日までの間、実施

- **中国**（含む香港マカオ）、**韓国**

(2) 3月21日午前0時以降に出発し、本邦に來航する飛行機又は船舶を対象とし、5月末日までの間、実施

- シェンゲン協定加盟国（注）又は**アイルランド、アンドラ、イラン、英国、エジプト、キプロス、クロアチア、サンマリノ、バチカン、ブルガリア、モナコ**若しくは**ルーマニア**の全域

（注）**アイスランド、イタリア、エストニア、オーストリア、オランダ、ギリシャ、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、マルタ、ラトビア、リトアニア、リヒテンシュタイン、ルクセンブルク**

(3) 3月26日午前0時以降に出発し、本邦に來航する飛行機または船舶を対象とし、5月末までの間実施

- **米国全域**

- (4) 3月28日午前0時以降に出発し、本邦に來航する飛行機又は船舶を対象とし、5月末日までの間、実施
- **インドネシア**
 - **シンガポール**
 - **タイ**
 - **フィリピン**
 - **ブルネイ**
 - **ベトナム**
 - **マレーシア**
 - **イスラエル**
 - **カタール**
 - **バーレーン**
 - **コンゴ民主共和国**
- (5) 4月3日午前0時以降に本邦に來航する飛行機又は船舶を対象とし、5月末日までの間、実施
- 上記1(7)
- (6) 4月29日午前0時以降に本邦に來航する飛行機又は船舶を対象とし、5月末日までの間、実施
- 上記1(8)
- (7) 5月15日午前0時以降に本邦に來航する飛行機又は船舶を対象とし、当面の間、実施
- 上記1(9)

3. 査証の制限等

下記の間、これらの地域に所在する日本大使館または総領事館で発給された一次・数次査証の効力を停止します。また対象地域については査証免除措置を順次停止します。日本に入国する際には新たに査証の取得が必要となります。査証取得に必要な書類につきましては[こちら](#)をご覧ください。

- (1) 3月9日午前0時から5月末日まで、上記2(1)の国で3月8日までに発給された一次・数次査証の効力を停止。**香港及びマカオ、韓国**の旅券保持者に対し査証免除措置を停止
- (2) 3月21日午前0時から5月末日まで、上記2(2)の国で3月20日までに発給された一次・数次査証の効力を停止、査証免除措置を順次停止

(3) 3月28日午前0時から5月末日まで、上記2(4)の国で3月27日までに発給された一次・数次査証の効力を停止、査証免除措置を順次停止。また、上記(2(4)の国並びに中国(香港を含む。)及び韓国とのAPEC・ビジネス・トラベル・カードに関する取決めに基づく査証免除措置の適用を順次停止。

(4) 4月3日午前0時から5月末日までの間：

- 上記1.の国・地域を除く全ての国に所在する日本国大使館又は総領事館で4月2日までに発給された一次・数次査証の効力を停止。
- 上記1.の国・地域を除く全ての国・地域に対する査証免除措置を順次停止。
- 上記1.の国・地域との間のものを除く全てのAPEC・ビジネス・トラベル・カードに関する取決めに基づく査証免除措置の適用を順次停止。

※査証制限措置対象国については、外務省ホームページをご確認ください。

https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcwideareaspecificinfo_2020C050.html

【参考情報】

- 外務省
- 厚生労働省
- 法務省

(了)